第七十四条の二十八第一項中「隠ぺいし」を「隠蔽し」に、「五十万円」を「二百五十万円」に改め、同条第三項中「三十万円」を「百五十万円」に改める。

第七十四条の二十九第一項中「十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改め、同条第二項中「刑」を「罰金刑」に改める。

第七十八条第一項中「五万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改める。

第八十条第一項中「三万円」を「三十万円」に改める。

第八十一条中「三万円」を「十万円」に改める。

第八十五条第一項中「各号の一に」を「各号のいずれかに」に、「六月」を「一年」に、「十万円」を「五十万円」に改め、同項第二号中「一に」を「いずれかに」に改める。

第八十六条第一項中「三年」を「五年」に改め、「若しくは科料」を削り、「懲役及び罰金」を「これ」に改め、同条第三項中「この条」を「同項」に改め、同条に次の一項を加える。

4　前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

第九十五条第一項中「隠ぺいし」を「隠蔽し」に、「五十万円」を「二百五十万円」に改め、同条第三項中「三十万円」を「百五十万円」に改める。

第九十六条第一項中「十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改める。

第百十七条第一項中「五万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改める。

第百二十四条の次に次の一条を加える。

（自動車取得税に係る不申告に関する過料）

第百二十四条の二　道府県は、自動車取得税の納税義務者が正当な事由がなくて第百二十二条第一項の規定による申告書を同項各号に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場合においては、その者に対し、当該道府県の条例で十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

第百二十七条第一項中「三年」を「五年」に、「五十万円」を「百万円」に改め、「若しくは科料」を削り、「懲役及び罰金」を「これ」に改め、同条第二項中「五十万円」を「百万円」に改め、同条第三項中「第一項」の下に「又は第三項」を加え、「この条」を「当該各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　第一項に規定するもののほか、第百二十二条第一項の規定による申告書を同項各号に規定する申告書の提出期限までに提出しないことにより、自動車取得税の全部又は一部を免れた者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4　前項の免れた税額が五十万円を超える場合においては、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五十万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

第百二十七条に次の一項を加える。

6　前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

第百三十七条第一項中「隠ぺいし」を「隠蔽し」に、「五十万円」を「二百五十万円」に改め、同条第三項中「三十万円」を「百五十万円」に改める。

第百三十八条第一項中「十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改める。

第百四十四条の十二第一項中「二十万円」を「五十万円」に改め、同条第二項中「刑」を「罰金刑」に改める。

第百四十四条の十七第一項中「三十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改め、同条第二項中「刑」を「罰金刑」に改める。

第百四十四条の十九第一項中「二十万円」を「五十万円」に改める。

第百四十四条の二十二第一項及び第百四十四条の二十五第二項中「五年」を「十年」に、「五百万円」を「千万円」に改める。

第百四十四条の二十六第一項中「一年」を「二年」に、「五十万円」を「百万円」に改める。

第百四十四条の二十八第一項中「二十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改め、同条第二項中「刑」を「罰金刑」に改める。

第百四十四条の三十三第一項中「五年」を「十年」に、「五百万円」を「千万円」に改め、同条第二項中「三年」を「七年」に、「三百万円」を「七百万円」に改め、同条第三項中「二年」を「三年」に、「二百万円」を「三百万円」に改め、同条第四項中「一年」を「二年」に、「五十万円」を「百万円」に改め、同条第五項中「二十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改め、同条に次の一項を加える。

7　前項の規定により第一項又は第二項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの項の罪についての時効の期間による。

第百四十四条の三十七第一項中「二十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改め、同条第二項中「刑」を「罰金刑」に改める。

第百四十四条の三十九第一項中「二十万円」を「五十万円」に改め、同条第二項中「刑」を「罰金刑」に改める。

第百四十四条の四十一第一項から第三項までの規定中「五年」を「十年」に、「五百万円」を「千万円」に改め、同条第四項中「五百万円」を「千万円」に、「当該各項の罰金」を「、当該各項の罰金」に改め、同条第六項中「規定により第一項から第三項まで」の下に「又は第五項」を加え、「それぞれ第一項から第三項まで」を「これらの項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「第三項まで」の下に「又は第五項」を加え、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5　第二項に規定するもののほか、第百四十四条の十八第一項各号の規定による申告書を当該各号に規定する申告書の提出期限までに提出しないことにより、同条の規定によつて納付すべき軽油引取税の全部又は一部を免れた納税者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

6　前項の免れた税額が五百万円を超える場合においては、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五百万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

第百四十四条の五十二第一項中「隠ぺいし」を「隠蔽し」に、「五十万円」を「二百五十万円」に改め、同条第三項中「三十万円」を「百五十万円」に改める。

第百四十四条の五十三第一項中「十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改め、同条第二項中「刑」を「罰金刑」に改める。

第百五十三条第一項中「五万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改める。

第百五十四条中「三万円」を「十万円」に改める。

第百五十六条第一項中「五万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改める。

第百五十八条第一項中「三万円」を「三十万円」に改める。

第百五十九条中「三万円」を「十万円」に改める。

第百六十条第一項中「詐偽」を「偽り」に、「免かれた」を「免れた」に、「三年」を「五年」に、「五十万円」を「百万円」に改め、「若しくは科料」を削り、「懲役及び罰金」を「これ」に改め、同条第二項中「免かれた」を「免れた」に、「五十万円」を「百万円」に、「こえる」を「超える」に、「因り」を「より」に改め、同条第三項中「第一項」の下に「又は第三項」を加え、「外」を「ほか」に、「本条」を「当該各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　第一項に規定するもののほか、第百五十二条第一項の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について申告又は報告をしないことにより、自動車税の全部又は一部を免れた者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4　前項の免れた税額が五十万円を超える場合においては、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五十万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。